

*かかりつけの医師の診断に基づき、保護者の方が「インフルエンザ登園届」の記載をお願いします。

なお、保育園等での集団生活に適応できる状況(咳や鼻水など症状が改善し、お昼寝や給食などに支障がない状態)に回復してから登園するようご配慮ください。

*令和4年1 2月から当面の間、この様式をご利用ください。

インフルエンザ登園届(保護者記入)

保育園長様

クラス名

児童名

令和 年 月 日 医療機関名 において、インフルエエンザと診断されました。(発症日:令和 年 月 日)

令和 年 月 日現在、下記のとおり、

「発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過し、登園が可能となりましたので届け出いたします。

保護者氏名

発症後日数	体温測定月日	朝の体温		夕の体温		解熱薬使用の有無
0日目	月 日	時 分	度	時 分	度	無 ・ 有
1日目	月 日	時 分	度	時 分	度	無 ・ 有
2日目	月 日	時 分	度	時 分	度	無 ・ 有
3日目	月 日	時 分	度	時 分	度	無 ・ 有
4日目	月 日	時 分	度	時 分	度	無 ・ 有
5日目	月 日	時 分	度	時 分	度	無 ・ 有
6日目	月 日	時 分	度	時 分	度	無 ・ 有
7日目	月 日	時 分	度	時 分	度	無 ・ 有

※診断日ではなく、症状(発熱)が出てきた日から体温を測定し、記載してください。

(1日につき1行ずつ記載)

※体温の記載漏れがないようご注意ください。記載漏れがあるとお子様のお預かりができません。

※発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。

【インフルエンザの登園基準(厚生労働省ガイドラインより)】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまでです。

	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
発熱後1日で解熱	発熱	解熱	→				注1	登園可能	
発熱後3日で解熱	発熱			解熱	→				登園可能

注1 :発症後5日以内のため登園不可となります。

※発熱した日および解熱した日は0日と数えます。

※解熱とは、24時間以内に発熱しないことを言い、24時間以内に再び発熱した場合は解熱とはなりません。

※解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことをいいます。

